

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者(任意加入者を含む)の資格異動に関する事項の届出・氏名及び住所の変更に関する事項の届出・死亡に関する事項の届出・付加保険料の納付申出、納付しないことの申出・法定免除の該当、消滅届出及び年金手帳の再交付申請の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予及び学生納付特例申請の受付・審査・報告 ③各種年金の裁定請求、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金等及びそれに関連する各種申請書・届書等の申請等の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報等の提供 ⑤日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務 ⑥年金生活者支援給付金に関する届出の受付・審査・報告を行い、支給に必要な情報を報告 ⑦法定受託事務以外の届書等の回送 ⑧厚生労働省社会保障審議会(年金記録訂正分科会)への情報提供 ⑨その他上記に関連する業務</p>
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第31の項 並びに総務省令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 生活環境部 保険年金課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2134
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 生活環境部 保険年金課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2134

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和1年6月24日	I 関連項目 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者(任意加入者を含む)の資格異動に関する事項の届出・氏名及び住所の変更に係る事項の届出・死亡に関する事項の届出・付加保険料の納付申出、納付しないことの申出・法定免除の該当、消滅届出及び年金手帳の再交付申請の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予及び学生納付特例申請の受付・審査・報告 ③各種年金の裁定請求、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金等及びそれに関連する各種申請書・届書等の申請等の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報等の提供 ⑤日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務 ⑥年金生活者支援給付金に関する届出の受付・審査・報告を行い、支給に必要な情報を報告 ⑦法定受託事務以外の届書等の回送 ⑧厚生労働省社会保障審議会(年金記録訂正分科会)への情報提供 ⑨その他上記に関連する業務	事後	
令和1年6月24日	I 関連項目 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第31の項 ※別表第一の第31の項に係る主務省令は未公布	番号法第9条第1項、別表第一の第31の項	事後	
令和1年6月24日	I 関連項目 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険医療課長 村上 賢司	保険医療課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	項目の追加による記載	事後	
令和2年3月31日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	栃木市役所 市民生活部 保険医療課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2134	栃木市役所 生活環境部 保険医療課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2134	事後	
令和2年3月31日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	栃木市役所 市民生活部 保険医療課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2134	栃木市役所 生活環境部 保険医療課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2134	事後	
令和2年3月31日	II-1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II-2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第31の項	番号法第9条第1項、別表第一の第31の項 総務省令第24条の2	事後	
令和3年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署①部署②所属長の役職名	①保険医療課 ②保険医療課長	①保険年金課 ②保険年金課長	事前	
令和3年4月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	栃木市役所 生活環境部 保険医療課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2134	栃木市役所 生活環境部 保険年金課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2134	事前	
令和3年4月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	栃木市役所 生活環境部 保険医療課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2134	栃木市役所 生活環境部 保険年金課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2134	事前	
令和5年3月31日	II-1. 対象人数	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	II-2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	